## 多度津町農業委員会議事録

令和4年4月20日午前8時56分より午前9時45分、多度津町農業委員会の会議 を多度津町役場2階第一会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知及び仕様賃借解約通知につ
	いて

議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について

- 戦条免りケーニー 長地伝知り木ツ焼起による正り中明に フバー	議案第3号	農地法第5条の規定による記	許可申請について
----------------------------------	-------	---------------	----------

議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につい
7	

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用 地利用配分計画案に対する意見の決定について

議案第7号 農業経営改善計画認定申請について

報告その他

# 出 席 状 況 出 席 委 員

## 農業委員(13名)

議長	J	< ₹	5 和	芳
職務代理者(2番)	E	E B	日 敏	雄
職務代理者(3番)	Ц	ļi ļi	奇 義	行
4番委員	Ξ	三 里	予 敏	彦
5番委員	村	黄 孱	<b>尉</b> 幹	: 夫
6番委員	其	斤 沥	皮 明	美
7番委員	þ	里 ラ	予 和	幸
8番委員	F	户 木	寸	稔
9番委員	<b></b>	火 山	山 義	充
11番委員	Ц	ļļ ļ	奇 賢	三
12番委員	行	<b>秦</b> 原	京壽	雄
13番委員	团	<u> </u>	L IE	美
14番委員	糸	H J	清	=

### 農地利用最適化推進委員(7名)

1番委員	堀	家		徹
2番委員	眞	鍋	憲	明
3番委員	中	北		郎
4番委員	大	谷	泰	則
6番委員	池	田		普
7番委員	村	井	文	数
8番委員	宮	武	良	充

## 欠 席 委 員

 農業委員(1名)
 10番委員
 伊 達 和 博

 農地利用最適化推進委員(1名)
 5番委員
 山 地 文

 農業委員会事務局職員

 事務局長
 海田
 康弘

 農地係長
 植松
 肇

 主任主事
 中西
 祐太

#### 審 議 内 容

事務局長おはようございます。

定刻より少し早いですが、始めさせていただきます。

それでは、ただいまより令和4年4月の多度津町農業委員会定例会 を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶申し上げます。

#### (会長挨拶)

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、伊達委員さん、山地 推進委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告い たします。

本日は、農業委員14名中13名が出席していますので、多度津町 農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達してい ますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議 規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっています ので、大西会長にお願いしたいと思います。

議長それでは、早速ですけども進めさせていただきたいと思います。

最初に、本日の署名委員さんを指名させていただきたいと思いま す。

1 4番の細川委員さん、それから4番の三野委員さん、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、昨日の小委員会の報告を西山委員さんのほうからよろ しくお願いいたします。

西山委員
それでは、報告させていただきます。

昨日、小委員会を開催し、現地調査をいたしました結果、何ら問題 がないなということでご報告させてもらいます。

議長ありがとうございました。

ただいま特に問題ないというご報告でしたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問あればよろしくお願いいたします。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案の審議に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び仕様賃借 解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から8番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号4番で解約した農地につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約をするものです。

番号5番から番号7番につきましては、香川県農地機構を通じて貸借していたものを解約しました。

なお、番号5番と6番について、農地機構の解約申請様式の解約理 由に寄附という欄がないため、解約理由が売買となっておりますが、 こちらは多度津町に寄附をしていただくことになっております。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいま説明がありました議案第1号ですけども、4番のいつも確認しております戦前からの小作の合意解約については、冒頭にありましたように地元の●●委員さんは欠席ということで聞けませんので、ほかに皆さん方からご意見、ご質問ありましたらお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということ でご了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号をご覧ください。

【議案第2号1番について、議案書を基に朗読】

なお、番号1番につきましては、現在貸借している1筆と、今回取得する1筆の農地を合わせた面積の合計が1,786平米と、農業委員会が定める下限面積の3,000平米を超えておりません。こちらにつきましては、農地法第3条第2項のただし書に、相当の事由があるときはこの限りではないと定められております。この相当の事由の内容につきまして、農地法施行令第2条第3項第1号に、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われ

るものであると認められることと規定があります。譲受人は、この2 筆の農地場にパイプハウスを建設し、ミニトマトを栽培する計画であ ることから、集約的経営に該当し、下限面積の例外の対象として認め られると考えます。

また、その他の要件につきましては、農地法第3条第2項各号の不 許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいま説明していただきましたが、これにつきましてご意見、ご 質問ありましたらよろしくお願いします。

9番委員 やっぱり、今の説明で分からないこともないが、ちょっと説明が流 暢過ぎて理解しにくい。何か文書のほうがいいかなと思ったりするん だけど、その特例。3条の特例。

事務局 例外規定のことで。

9番委員 3,000平米以下の特例について、ちょっと文書。来月でもかま わない。

事務局 分かりました。例外規定の条文について用意します。

9番委員 ちょっと見ながらやらないと、聞くだけでは。

事務局 分かりました。

9番委員 説明が上手過ぎて、もう一回言ってもらってもいいんだけど。

事務局来月、準備して持ってこさせていただきます。

9番委員 お願いします。

議長 よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号を承認 といたしたいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法に基づく転用許可について説明いたします。

【議案第3号1番と2番について、議案書を基に朗読】

議長ありがとうございました。

ただいま説明いただきましたけども、これにつきましてご意見、ご 質問がありましたらよろしくお願いいたします。

9番委員 これ図面添付されてないが、ちょっと分かりにくい、道がカーブしているように見える、これどのあたりか、大体。幸町なのか。

事務局 ここには●●があると思うんですけども、そこから少し東に行った ところになります。自動車学校の北側の用地になります。

9番委員 ありがとう。

事務局 それと、多度津の庁舎の移転に伴いまして、該当する道が拡幅される予定になっています。その拡幅の用地として、●●さんのアパートの一部が提供されていますので、それを補完する意味で駐車場用地ということで、代替地の扱いになっています。これは、番号2番のことです。

議長大体、今の説明でお分かりいただけましたか。

9番委員 はい、ありがとう。やっぱり、庁舎に伴うて、事業が進んだのですね。

事務局 そうですね。道路のほうが、現状の道幅から2倍以上に拡幅される ということで、用地買収のほうが進んでおりまして、それに伴う工事 ということになっております。

9番委員 道が広がったからな。

議長ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第3号につきまして承認することにご異議 ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後 の事業計画変更申請について、事務局より説明お願いします。

事務局 議案第4号についてご説明させていただきます。

【議案第4号1番について、議案書を基に朗読】

議長ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問が ありましたらよろしくお願いします。

9番山委員 これ地目が宅地になっているのは、どういうことかな。

事務局 既に、農地転用につきましては地目の変更は終わっております。現

時点では、田から宅地になっておりますので、このような形で記載させていただいております。

9番委員 工事完了しとらんでも変更できたということ。

事務局 造成がもう完了しておりますので、造成完了時に地目変更をしているような状態です。

9番委員 地目変更して、登記所に行ったということか。

事務局 一部、建物に概要が変わるということで、変更の申請がありました。

9番委員 大体宅地、造成は終わっているのか。

議長 最初の転用のときの計画では、ここにあるように平家建ての分の計画者が添付して出ていたが、建物自体だけの変更が出てきたという。

推6番委員 じゃあ、今は全然建ってないのか。

事務局 はい、更地です。

推6番委員 建ってないですね。

事務局はい、建っていません。

9番委員 いろいろ事情があったんやろうけど、普通は工事完了証明を持って いくんだったよな。分かりました。

議長 ほかに、何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第4号につきまして承認するということに ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないということで、議案第4号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を お願いします。

事務局 議案第5号をご覧ください。

【議案第5号番号1から番号5について、議案書を基に朗読】

議長ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質 問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないということで、議案第5号につ

きまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。議案第5号については承認といたします。

続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題といたしますが、なお、本議案につきましては、申請者の関係者に●●委員さんがおられますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席お願いをいたしております。関係議案終了後に、また入室していただくような格好になります。

それでは、議案第6号の説明を事務局よりお願いします。

事務局

議長

議案第6号をご覧ください。

【議案第6号番号1から番号4について、議案書を基に朗読】 ありがとうございました。

ただいまの説明で何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願い します。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第6号を承認いたすことにご異議ございま せんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第6号を承認といたします。

続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定申請について、を 議題といたします。

なお、本議案につきましても、●●委員さんが農業委員会法第31 条の規定に基づき、退席になります。よろしくお願いします。

それでは、説明をお願いします。

事務局

今回、認定農業者の認定について、更新認定の農事組合法人ムカイ・ファームより提出がありました。

そこで、多度津町地域農業再生協議会担い手部会のコロナウイルス 感染防止対策を講ずるため書面開催とし、審査を行い、担い手部会と しては計画を承認することといたしました。本日は、農業委員会のご 意見をお伺いしたいと思いますので、ご説明させていただきます。

更新認定申請は、令和4年4月1日で、5年間の認定期間が終了いたしますので、それに伴い継続して認定を受けるための申請となりま

す。

それでは、お手元の計画認定申請書をご覧ください。

現在、稲作、麦を中心に生産し、複合経営となっております。5年後の目標といたしまして、面積の拡大、作物の基本管理を徹底することで収量と品質の向上により、収入の増加を図ります。目標達成のために、現在借り上げている圃場の隣接地を中心に利用権を設定し、効率的な生産に努め、農繁期の作業分散が見込める大豆の作付け拡大に取り組みます。

また、現在新たな組合員の確保が課題であり、地域での声かけで加入を推進するとともに、臨時雇用の募集や研修生の受入れ等も検討し、本活動の後継者の確保、育成に努めます。

以上でムカイ・ファームの農業経営改善計画のご説明となります。 ありがとうございました。

ただいま説明していただきましたけども、これにつきまして何かご 意見、ご質問あればよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第7号につきましては農業委員会の意見を聞くというようなことになっておりますので、議案第7号につきましては、特に意見がないということで処理いたしたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、これで議案のほうは以上になります。

次に、その他のことについて、事務局より報告をお願いいたしたい と思います。

事務局長 事務局より8点ご報告させていただきます。

1点目は、3月定例会の質問の回答について、2点目は相続届について、3点目は来月分の農地機構貸借案件について、4点目は令和3年度交付金報酬について、5点目は4月提出分農振除外変更申出について、6点目は水利及び土地改良区確認名簿について、7点目は配付資料について、8点目は新庁舎の見学会のご案内についてです。

初めに1点目、3月定例会の質問の回答について報告お願いします。

事務局 3月定例会内でご質問がありました2点について回答させていただきます。

まず、1点目の法人格を得た自治会などが農地を所有できるのかと

議長

議長

いうご質問についてですが、平成3年に地方自治法が改正され、それまで任意団体でありました自治会などが、町長の認可を得ることによって法律上の権利能力を有する法人格が認められるようになりました。町長の認可を受けて、法人格を得た自治会などを認可地縁団体と言い、自治会などの地域的共同活動に資すると見込まれる資産、例えば集会施設の土地や建物などについて、団体名義で不動産登記ができるようになりました。

ご質問のありました法人格を有する自治会などの認可地縁団体が農地を所有することができるかどうかについては、農地については地域的共同活動に資する資産ではないため、所有することはできません。また、農地の所有は農地法上耕作目的での農地の所有権または使用及び収益を目的とする権利の取得が認められている農地所有適格法人でなければ取得することができないこととなっております。この農地所有適格法人になるためには、農事組合法人、公開会社ではない株式会社または持分会社のいずれかであることや、その法人の主たる事業が農業であること等、幾つかの要件を満たす必要があります。

続きまして、2点目の相続届の現況、地目、記載欄について、その 農地が耕作放棄地などであるにもかかわらず、田畑と記載して受理通 知書を出すことによって、農業委員会が耕作放棄地ではないと認めた ことになるのではないかというご質問についてですが、現況欄につい ては、これまで農地の現状ではなく課税地目を記載しておりました。 このことにつきまして、香川県農業会議に確認したところ、現在行っ ている通知書の記載方法でも問題はないが、農地の現状を記載するこ とも可能であるとの回答を得ましたので、今後は実際の農地の現状を 反映した記載をすることで対応したいと思います。

なお、この届出で把握した耕作放棄地などについては、草刈りの依頼文を送るなど、事務局としても対応していきますので、委員の皆様方にもご協力をお願いすることもあるとは思いますが、ご対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局

事務局長 続いて2点目、相続届について報告をお願いします。

今月は、相続届が1件提出されております。書類につきましては、 個人情報の関係から、小委員会に出席されました委員さんと担当地区 の委員さんにお配りをしております。配付資料をお持ちの委員さん は、お取扱いに十分ご注意ください。 ●●さんから子の●●さんへ相続したという届出です。

以上です。

事務局長 続きまして3点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A 4 横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧くださ

こちらに記載されております貸借案は、4月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして4点目、令和3年度交付金報酬について報告をお願いします。

事務局 令和3年度の交付金報酬につきましては、本日皆さんの費用弁償の 封筒の中に支給明細書を入れさせていただきました。活動実績報酬に つきましては、毎月皆さんから提出していただいております活動報告 を基に、事務局で活動時間を集計しました。お一人ずつ時給計算をし たものから所得税を引きました額を4月15日付で振り込んでおりま す。またご確認をよろしくお願いいたします。

> また、成果実績報酬につきましては、昨年度はありませんでした。 以上です。

事務局長 続きまして5点目、4月提出分農振除外変更申出について報告をお 願いします。

事務局 お手元にお配りしております変更等理由書総括表をご覧ください。 農振除外4月分の受付につきましては、3件の除外申出がありました。 欄外に譲渡し人、譲受人の氏名を記入しております。2か月後の6月以降に農地転用の届出があると思われますので、その際はよろしくお願いいたします。

農振除外については以上です。

事務局長 続きまして6点目、水利及び土地改良区確認名簿について報告をお 願いします。

事務局 水利総代さんのうち、堀江、袖、三井、山階の4地区で4月に交代 がありました。そのほかの水利総代さんに変更はございません。

また、満濃池土地改良区の総代さんについても任期内ということで、こちらも変更はありません。

名簿については以上です。

事務局長

続きまして7点目、配付資料について報告をお願いします。

事務局

まず、お手元にカラーコピーをご用意しております。こちらにつきましては、4月1日付の全国農業新聞に掲載された記事となっております。多度津町で活躍する委員さんが紹介されておりますので、ぜひご覧ください。

また、お手元にあります小冊子、農業者年金加入推進の事例集をお配りしております。こちらの内容につきましても、ご確認のほうをよろしくお願いいたします。

配付資料につきましては、以上となります。

事務局長

続きまして8点目、新庁舎の見学会のご案内についてですが、担当 課に確認したところ、新庁舎落成式を5月14日午前に予定してお り、14日の式典終了後午後及び翌日15日日曜日を終日一般住民の 方の内覧会として実施する予定です。詳細な時間等については、ホー ムページや自治会回覧などで周知をさせていただきます。ご都合の合 う各委員様におかれましては、個別での対応をお願いいたします。

なお、6月定例会より新庁舎での開催となりますので、定例会開催 場所について、新庁舎案内図を同封しようと考えております。その際 は、ご確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ただいまその他につきましてご報告がありましたけども、これらの 点につきまして何かご質問等ありましたらよろしくお願いをします。

9番委員

これ資料1、2と農地中間管理事業の手続についての概要、これなぜこういう資料を用意されたのか。

事務局長

それについては、ご説明の中で定例会終了後にということで、最後にご説明させていただいて、案内させていただく資料、事前にちょっとお配りさせていただいているものなので、すいませんがよろしくお願いします。

議長

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、最後に来月の予定につきまして報告をお願いします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

5月の小委員会は、19日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は14番細川委員、推進委員は6番池田委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日金曜日の午前9時から第1会議室で行います。署 名委員は5番横關委員、6番斯波委員、7番矢野委員のうち2名の方 にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の定例会終了後に、令和5年7月に予定されております 農業委員、推進委員の改選に関する協議について、若干のお時間をい ただいてご相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願 いいたします。

事務局からは以上です。

議長ありがとうございました。

以上でいつもの定例会、定例会の中での案件なり報告は終わったわけでございますけれども、これにつきましての全体のご意見が、全体に対してのご意見がありましたらよろしくお願いをしたいと思います。

ございませんか。

推6番委員 ちょっと細かいことですけど、水利総代が替わったのは、まだ総会 が終わっていませんので、4月23日以降になると思いますが。

事務局長 23日ですね、申し訳ありません。

議長

今、ご意見があったように、まだ総会が終わってない地区、確定されてない地区があるようですので、本日の資料につきましては、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、これで4月の定例会につきましては閉会させて いただきたいと思います。ありがとうございました。

- 11 -